

(別紙3)

申請者の応募資格

1 法人その他の団体（以下「法人等」という。）及び個人・法人等による共同体（以下「コンソーシアム」という。）並びにその構成員に関すること

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人等又はコンソーシアムであること
- (2) コンソーシアムによる申請の場合には、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる個人又は法人等（以下「主たる構成員」という。）を選定すること
なお、この場合、次の①～③については認められない
 - ① 指定申請後又は指定申請の受付期間終了後に構成員を変更すること
 - ② 構成員が重複して複数のコンソーシアムの構成員となること
 - ③ 構成員が法人等である場合に単独で申請を行うこと
- (3) 法人等においては、栃木県内に主たる事務所（会社の場合には、会社法第4条に規定する本店。以下同じ。）を有している又は設置する予定があること
コンソーシアムにおいては、次の①又は②のとおりとする
 - ① 主たる構成員が法人等の場合
栃木県内に主たる事務所を有している又は設置する予定があること
 - ② 主たる構成員が個人の場合
栃木県内の市町に住民登録がある又は住民登録の予定があること
- (4) 次のいずれにも該当しないもの
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 栃木県から指名停止措置を受けているもの
 - ③ 県税（地方消費税を含む。）を滞納しているもの
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくは同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの
 - ⑤ 法人等又はコンソーシアム若しくはその構成員の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき栃木県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
 - ⑥ その他、指定管理者として適当でないと認められるもの

2 法人等の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）又はコンソーシアムを構成する個人に関すること

- (1) 法人等の役員又はコンソーシアムを構成する個人のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 暴力団員等
 - ③ 本人の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき栃木県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人等の役員又はコンソーシアムの構成員の役員若しくは個人であった者
 - ④ その他、指定管理者として適当でないと認められる者

3 その他

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受ける予定の法人等であること

コンソーシアムによる申請の場合には、コンソーシアムとしての適格請求書を発行する者が、適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受ける予定のコンソーシアム又はその構成員であること